

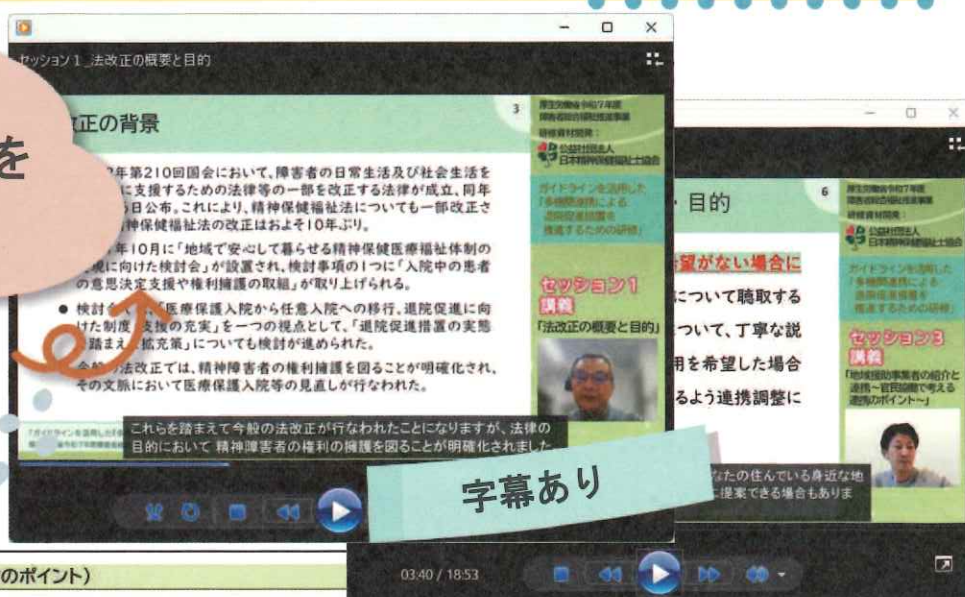
もう現場で迷わない！退院促進措置

退院促進措置を多職種で支えるための 研修ツールを公開しています！

地域で多機関連携による退院促進措置を推進するための研修を実施するための、研修資材をすべて提供いたします

各講義の動画を
提供！

講義として放映
できます



研修進行表(進行役の台本及び進め方のポイント)

<用語説明>
演習進行者.....演習全体の進行担当者。演習内容の全体説明、進行管理、終了後のまとめを担う。
グループファシリテーター.....各グループに1人ずつおく。研修前に依頼をしておき、各セッションの目的及び演習の進め方・ポイントを進習進行者から共有しておくこと。グループファシリテーターが理解して臨んでもらうことで演習の学びが深まる。(「グループファシリ」と略して記載)

+ セッション1

項目・ステージ	内容/演習進行者説明例	進め方のポイントや着眼点	スライド
講義 時間:20分	<動画放映> ※提供動画再生時間17分10秒		
演習 時間:30分	ここからは演習に入ります。 この研修は、4つのセッションで講義と演習を交互に行う形で構成されています。各グループの皆さんは、今日の研修終了まで同じグループで研修に取り組んでいただくこととなります。 まずは各グループの参加者同士で、自己紹介を行ってください。 その後、2024(令和6)年4月の精神保健福祉法の改正法施行後、ご自身はどのようなお立場で業務に関わっているか、取り組み状況などについて、グループ内で共有してください。	<p>◇ 演習進行者ポイント</p> <p>この演習は、1日かけて行うグループワークの導入部にあたるので、お互いを知ること、場を温めることを主眼に置く。</p> <p>改正法施行後の取り組み状況について、院後生活環境相談員であれば業務や期日管理の大変さも共有し、い方向に変化した点などをグループで共有してください。</p> <p>また、地域の事業所等と病院の認知する機会となり連携促進の端緒と期待できる。</p> <p>★ グループファシリポイント</p> <p>以下を意図して、発言を求めましょう。 ・場を温める、アイスブレイク ・メンバーが話しやすい雰囲気を作る</p>	<映写なし>

進行の台本・進め方の
ポイントの資料もある
ので運営しやすい！

個人・法人を問わず、営利を目的としない研修・学習での利用であれば、どなたでもご利用いただけます

※研修資材のダウンロード及び利用に関しては、「研修資材の利用に関する暫約事項」を定めております。資料掲載ページをご覧ください

研修プログラムの内容

講義と演習を交互に行う、
1日研修プログラム内容
となっています

各セッションテーマ・内容抜粋

セッション1 法改正の概要と目的

● 講義

・精神保健福祉法改正の概要

措置入院・医療保護入院共通／医療保護入院関係／令和4年精神保健福祉法改正に関する通知・事務連絡／市町村の役割

● 演習

1. 自己紹介
2. 2024年4月の改正法施行後における各参加者の立場での取り組み状況等についてグループ内で共有

セッション2 多角的なかかわりとアセスメントに基づく実践

● 講義

・運用ガイドラインの「退院後生活環境相談員の目的・役割」「入院から7日」「退院に向けての支援」

● 演習

- ・提示した架空事例についてアセスメントを行う
1. 本人の希望、これまでの生活の仕方や支援、生活環境等
 2. ストレングスの整理表を活用
 3. 多職種と共有の仕方

セッション3 地域援助事業者の紹介と連携～官民協働で考える連携のポイント～

● 講義

- ・地域援助事業者の紹介義務と趣旨・目的
- ・地域援助事業者の範囲と紹介の方法
- ・障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて
- ・介護保険サービスと障害福祉サービスの利用に向けた調整について

● 演習

- ・地域援助事業者の紹介にあたっての連携についての現状と課題
- ・地域移行を市町村(官)医療福祉(民)協働で推進していくためのアイデアを考える

セッション4 退院支援委員会

● 講義

- ・退院支援委員会開催に向けた調整や運営について
- ・退院後生活環境相談員の業務の理解
- ・退院支援委員会を形骸化させないために

● 演習

- ・ロールプレイ(模擬退院支援委員会)

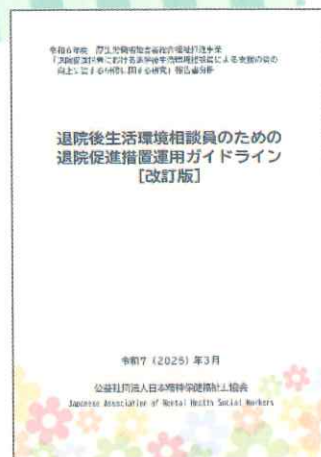
参加者で実際に医療保護
入院者退院支援委員会の
ロールプレイを行ってみます。
実際に実施したモデル研修
では大変好評でした！

『退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン』[改訂版]のご紹介

研修実施に限らず「運用ガイドライン」もぜひご参照ください！

内容(目次)

- I 本ガイドラインの活用にあたって
- II 改正精神保健福祉法の概要
 - 1 法改正の概要(一部)
 - 2 退院後生活環境相談員に係る改正内容
- III 退院後生活環境相談員としてかかわる上で押さえておくべきこと
 - 1 退院後生活環境相談員の目的・役割
 - 2 退院後生活環境相談員として大切な視点
 - 3 法改正に伴う医療保護入院手続きについて【解説】
- IV 入院の経過に対する退院後生活環境相談員の業務

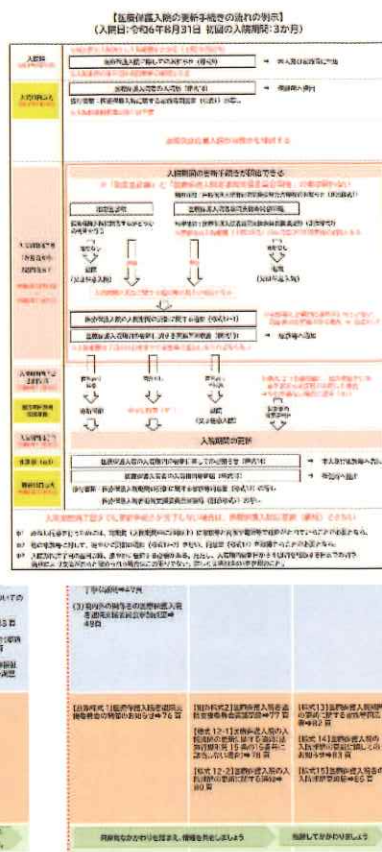


医療保護入院者に対する退院後生活環境相談員の業務

- 1 選任後、速やかに行う支援
- 2 退院に向けた支援
- 3 医療保護入院者退院支援委員会
- 4 入院期間の更新

措置入院者に対する退院後生活環境相談員の業務

- 1 選任後、速やかに行う支援
- 2 地方公共団体による退院後支援計画の作成対象者である場合の業務
- 3 定期病状報告の退院に向けた取組の状況欄の記載



IV 入院の経過に対する退院後生活環境相談員の業務

IV-1 医療保護入院者に対する退院後生活環境相談員の業務

	入院時	退院後、速やかに行う支援	退院に向けた業務
医療保護入院の更新等	1: 入院時の病状報告(入院時)の作成(入院後7日以内)	2: 退院後生活環境相談員による退院支援計画の作成(入院後7日以内)	3: 退院に向けた業務(入院後7日以内)
退院後生活環境相談員の業務	1: 退院後生活環境相談員による退院支援計画の作成(入院後7日以内)	2: 退院に向けた業務(入院後7日以内)	3: 退院に向けた業務(入院後7日以内)
パブリックサービス(各種サービス)	1: 退院後生活環境相談員による退院支援計画の作成(入院後7日以内)	2: 退院に向けた業務(入院後7日以内)	3: 退院に向けた業務(入院後7日以内)

入院経過での業務の流れも整理しています

CHECK !

ご本人主体の支援のために、大切にさせていただきたい視点をコラムにしています

- ◇ よりよい援助関係の構築のために
- ◇ 面接(かかわり)とアセスメント
- ◇ チームでかかわる：院内の多職種連携
- ◇ 介護保険サービスの利用について
- ◇ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの活用
- ◇ 長期入院者への働きかけや退院支援委員会の持ち方
- ◇ 医療保護入院者退院支援委員会を形骸化させないために
- ◇ 任意入院後も可能な限り早期の退院支援の継続を